

規制シート(様式)

170195001270001

平成31年1月25日

規制の名称	肥料取締法	所管府省	農林水産省
根拠法令等	肥料取締法(昭和25年法律第127号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	消費・安全局農産安全管理課長 安岡澄人
規制目的	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資すること。		
規制内容の概要	原則として肥料を登録制とするとともに、登録基準として有効成分量、有害成分量等の規格を定め、市場流通前に規格適合性を審査 肥料の容器に有効成分量等を記載した保証票の添付を義務付け 立入検査等により、市場流通している肥料の品質等を監督 以上を柱に、有効かつ安全な肥料の公正な流通を担保している。	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第64号)による改正	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	農業生産に必要な不可欠な資材である肥料について、品質及び安全性を事前に確認することで、肥料効果がない又植害のある肥料の流通を防止し、適正な表示の義務付けにより肥料の公正な取引を確保しており、引き続き同法に基づく規制の必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	2023年度		